

地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る知事の認可に関する 評価委員会意見について（案）

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「札幌医大」という。）への出資財産である、「教育北棟ほか」の建物については、札幌医科大学施設整備構想に基づく教育研究施設の改築のため解体する財産であり、法人の保有する財産として不要となったことから、地方独立行政法人法42条の2の規定に基づき、設立団体である北海道へ納付することとしたため、議会の議決に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものである。

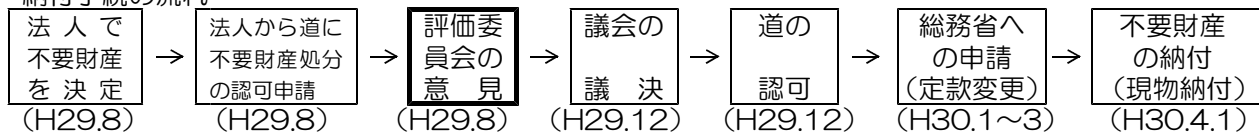
1 不要財産の概要

不要財産 の内容	1 名称 教育北棟、RIセンター及びがん研究所、教育南棟 井戸上屋、RI焼却炉、RI貯留槽渡り廊下
	2 所在地 札幌市中央区南2条西17丁目291番地86
	3 建物面積 7,147.64㎡（建物合計）
	4 出資価額 306,790,000円
	5 出資日 平成19年4月1日
経 過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和43年12月 教育南棟 新築 ・昭和45年10月 教育北棟 新築 ・昭和49年 3月 RIセンター及びがん研究所 新築 ・平成19年 4月 法人設立にあたり北海道から札幌医大へ出資 ・平成24年 3月 札幌医科大学施設整備構想 策定 ・平成29年 8月 法人から不要財産処分に係る認可申請

2 地独法の概要（法人不要財産の納付関係）《平成26年4月改正》

改正趣旨	・法人が業務の見直しやその他の事由により、保有する財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で不要となったと認められる場合、当該財産を処分しなければならない また、納付する財産が道出資財産の場合、納付財産分に係る法人資本金は減少する
納付対象	・道からの出資又は支出により取得した法人財産のうち、条例で定める「重要な財産」
納付方法	・現物納付又は譲渡収入による納付

3 納付手続の流れ



4 公立大学部会の意見

「教育北棟ほか」の建物については、札幌医科大学施設整備構想に基づく施設の改築により解体対象となるものであり、法人として将来にわたり業務を実施する上で不要であると決定し、設置者（道）に納付するものである。

ついで、法令上問題がないものと認められることから、公立大学部会の審議結果として、道の認可に当たっては、「意見なし」とする。

◇地方独立行政法人法第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2～4（省略）

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6～7（省略）